

令和 6 年 4 月 1 日
香取市監査委員決定

令和 6 年度 年間監査計画

1. 年間監査計画の策定

香取市監査基準（以下「基準」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、年間監査計画を定め、監査等が効果的、かつ総合的に効率よく実施できるよう調整し運用するものとする。

2. 実施予定の監査等の種類及び対象

（1）財務監査（基準第 2 条第 1 項第 1 号）

財務監査は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査として実施する。

① 監査の対象は、すべての所属とする。

② 監査は下表のとおり、1 年間を前期と後期の 2 回に分けて実施する。また、学校等の施設については前期に実施し、必要に応じて、実地により行う。この場合、実施対象は、施設の建設、管理運営の状況及び過去に実施した監査の状況等を勘案して、別に定める。

	監 査 対 象
前期	総務部・総合政策部
	教育委員会（学校監査含む）・福祉健康部・議会事務局
後期	生活経済部・建設水道部・会計課・農業委員会事務局・選挙管理委員会

③ 重点項目の設定については、別に定める。

（2）行政監査（基準第 2 条第 1 項第 2 号）

行政監査は定期監査の際、必要に応じて実施する。

（3）財政援助団体等監査（基準第 2 条第 1 項第 3 号）

監査の対象は、財政的援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の状況等を勘案して、別に定める。

（4）決算審査（基準第 2 条第 1 項第 4 号）

審査の対象は、すべての所属とする。

(5) 例月現金出納検査（基準第2条第1項第5号）

検査の対象は、会計管理者及び公営企業管理者等とする。

(6) 基金運用状況審査（基準第2条第1項第6号）

審査の対象は、すべての基金とし、決算審査と併せて実施する。

(7) 健全化判断比率審査（基準第2条第1項第7号）

審査の対象は、総合政策部とする。

3. 監査等の実施予定時期等

監査等の実施予定時期等は、別表のとおりとし、具体的日程は別に定める。

4. 監査等の実施体制

監査等は監査委員2人で実施し、事務局職員が補助する。なお、それぞれの職務については、次のとおり3つに区分する。

- (1) 監査委員監査 監査委員が書面の審査及び説明聴取等により行うもの
- (2) 予備監査 監査委員監査の前に事務局職員が書面等により行うもの
- (3) 実地検査 監査委員または事務局職員が実地において検査するもの

5. 監査等結果の報告・公表

基準第14条に基づく監査等の結果報告は、別表に記載する報告・公表時期に議会及び市長等へ提出するとともに、基準第17条に基づく公表は、香取市監査委員条例（平成18年香取市条例第11号）第10条に基づき行う。併せて、香取市ウェブサイトを活用して、市民に積極的に分かりやすく公表する。

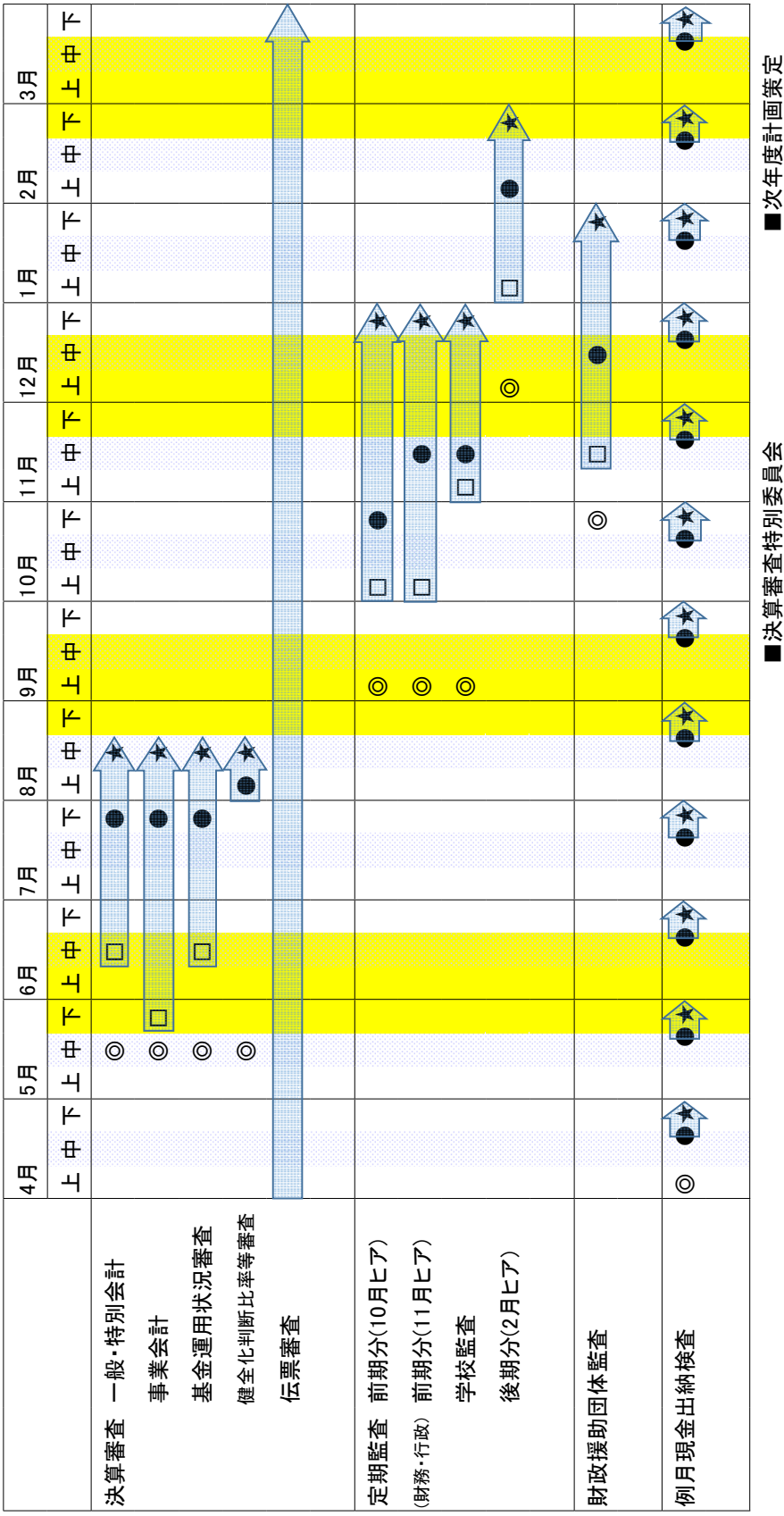
6. 計画の変更

基準第7条第2項に規定するような事実が認められた場合には、同項の規定に基づき、適宜本計画を変更するものとする。

【別表】 監査等の実施予定時期及び報告・公表時期

監査等の種類及び区分	実施予定期間	報告・公表時期
例月現金出納検査	原則として、毎月 2 5 日	毎月
決算審査	令和 6 年 7 月下旬	令和 6 年 8 月
基金運用状況審査 ※決算審査と併せて実施	決算審査に同じ	決算審査に同じ
健全化判断比率審査	令和 6 年 8 月上旬	決算審査に同じ
財務監査 (定期監査)	前期 令和 6 年 1 0 月下旬 令和 6 年 1 1 月中旬	前期 令和 6 年 1 2 月
行政監査 (定期監査)	(学校監査) 令和 6 年 1 1 月上旬 後期 令和 7 年 2 月上旬	後期 令和 7 年 3 月
財政援助団体監査	令和 6 年 1 2 月上旬	令和 7 年 1 月

監査年間スケジュール



- ◎…資料提出依頼
- …書類提出期限・審査開始
- …担当部署等ヒアリング
- ★…報告書等作成・公表
- (事務局作業期間) ↑

■決算審査特別委員会 ■次年度計画策定